

報告第4号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月28日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第10号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和5年6月16日 午後2時00分頃
- 2 事故発生場所 富津市内（法定外道路（幅員約4.0m））
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、市車両が行き止まり道路から後退しながらハンドルを右に切ったところ、相手方所有のブロック塀に市車両の右側後方部が接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。

令和5年6月20日

富津市長 高橋 恭市